

「NEWSネット・グループウェア間インターネット回線提供業務」に関する質問及び回答

令和6年(2024年)6月12日

札幌市デジタル戦略推進局情報システム部

項目番号	質問	回答
1	6-(2)-ア 「作業にあたり、事前調査が必要な場合は、本業務内で実施すること。なお、ネットワーク機器間の配線に伴う工事は不要な想定だが、当該作業が必要な場合は、本市にて行うため、速やかに報告すること。」と記載ございますが、配線に伴う工事が必要となった場合のケーブルは本調達の範囲外となる認識でお間違いないでしょうか。	本調達の範囲外となる認識で相違ございません。
2	6-(2)-イ 「作業に必要な資材（機器接続用のケーブル等）は5(2)の利用想定を踏まえ、受託者にて用意すること。ただし、クラウドプロキシとの接続に係るモジュール及びケーブルについては、本調達に含まないこと。」と記載ございますが、クラウドプロキシとの接続に際してL2スイッチ側に挿入するモジュールについて本調達の範囲外となる認識でお間違いないでしょうか。	本調達の範囲外となる認識で相違ございません。
3	6-(2)-ケ 「本業務で使用する機器の梱包用ダンボール等の廃棄物は、受託者が持ち帰り、適切に処理すること。」と記載ございますが、廃棄物の持ち帰りは廃棄物処理法にて禁止されている行為かと認識しております。そのため、札幌市様にて廃棄物処理業者へ処分を委託していただくことは可能でしょうか。	工事等における廃棄物の排出事業者には、元請事業者が該当します。また、廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。 このため、本業務で生じる梱包材等の廃棄物は、受託者の責任において適切に処理して頂くこととなります。